

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

1 件名

令和 6 年度高等学校及び併設型中学校英語指導助手派遣業務

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

3 概算業務価格（上限）

86,152,000 円（税込）

※提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

なお、令和 6 年度予算編成の過程で概算業務価格が変更となることがあります。

※また、この業務は令和 6 年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする業務です。予算の議決がなされない場合は、業務は実施されません。

4 スケジュール

令和 5 年	11 月 24 日（金）	参加意向申出書提出、質問受付締切
	11 月 28 日（火）	提案資格確認結果通知書送付、質問回答
	12 月 4 日（月）	提案書提出締切
	12 月上旬～中旬	第一次評価委員会（書類審査）
	12 月中旬～下旬	第二次評価委員会（ヒアリング）
令和 6 年	1 月～2 月	結果通知書発送

5 参加要件

- (1) 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 3 条第 1 項に掲げるものでないこと及び同条第 2 項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和 5 ・ 6 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において種目「601：労働者派遣業務」で登録があり、なおかつ、「350：その他の委託等」、細目に「A L T」、「英語指導」、「外国語指導」又は「語学教育」で登録している業者であること。
- (3) 入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

6 参加方法

- (1) 参加意向申出手続き
 - ア 提出書類

- ・参加意向申出書（様式1）
- イ 参加意向申出書の提出期限
令和5年11月24日（金）17時まで（必着）
- ウ 提出方法
持参又は書留郵便
ただし、書留郵便の場合は、必ず電話で到着確認を行ってください。
- エ 提出先
横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課
担当 福岡
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

（2）提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- ア 通知日 令和5年11月28日（火）までに行います。
- イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。
本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

7 質問書の提出

本要領等の内容について疑問点のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、ホームページに掲載します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- （1）提出期限 令和5年11月24日（金）17:00
- （2）提出方法 電子メール
- （3）提出先 横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課 福岡
E-mail ky-koko@city.yokohama.jp
- （4）回答送付日及び方法
令和5年11月28日（火）までにホームページに掲載します。

8 提案書の内容

- （1）提案書は、原則A4判・縦型・横書・左とじ・両面印刷も可とします。
- （2）提案書は、別添提案依頼事項の順に作成してください。
- （3）提案書の1枚目には鑑（様式5）を付けてください。
- （4）提案書には全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等は記載しないようにお願いします。

9 提案書の提出

- (1) 提出部数 11部（正1部、複写10部）
 (2) 提出先 4(3)と同じ
 (3) 提出期限 令和5年12月4日（月）17:00
 (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便としてください。）

10 審査方法・評価基準

(1) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

評価基準に基づき、評価委員会で書類審査による第一次審査通過者を選定します。応募者多数の場合、第一次審査通過者として、3社を選定します。ただし、応募者が3社以内の場合には一次審査を省略します。

イ 第二次審査（ヒアリング）

第一次審査通過者に対し、評価委員会で企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、契約を締結する受託候補者を選定します。

詳細については、第一次審査通過者に対してお知らせいたします。

(2) 評価基準

別紙提案書評価基準のとおり。

(3) 特定方法

ア 評価点の最も高い事業者を受託候補者と特定します。

イ 採点が同点の場合は評価事項のうち、業務実施方針の合計点数で再評価を行い、受託候補を特定します。

ウ 原則1事業者1契約とします

11 審査委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	教育委員会事務局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会	令和6年度高等学校及び併設型中学校英語指導助手派遣業務に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること	プロポーザルの評価・特定に関すること
委員	教育次長 総務部長 生涯学習担当部長 教職員人事部長 施設部長 学校教育企画部長 人権健康教育部長 総務課長	教育委員会事務局職員 学校長 (計6名)

9 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- カ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者。
- ※ 指定されたページ数を超えた提案項目は無効とすることがあります。

(3) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかつた者に對して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

言語…日本語、通貨…日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルは、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

イ 提出されたプロポーザルについては、受託者の決定後、今後の業務の参考に資するため、プロポーザル提出者のうち希望者に対し、所定の期間、提出された全プロポーザルについて閲覧に供します。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することができます。

エ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせることがあります。

カ 提出された書類は返却しません。

(7) その他

ア プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

イ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

ウ 選定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

エ 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格

を失うものとします。また、受託候補者として選定されている場合は次順位の者と手続を行います。

事務局

横浜市教育委員会事務局高校教育課

担当 : 石黒、福岡

電話 : 045-671-3272

E メール : ky-koko@city.yokohama.jp